

古い住宅を  
お持ちのみなさま

建替えを  
応援します！

地方公共団体の補助金を利用し、古い住宅を除却して、  
新しい住宅へ建替えるみなさまを応援します。

【フラット35】

地域活性化型

金利引下げ期間

当初**5**年間

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲**0.25**%



三好市

木造住宅耐震化促進事業

建物の除却の補助金  
(住替え支援事業に限る)

除却にかかる工事費用(税込)の

最高**50**万円まで



※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】S等と併用することができます。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、  
フラット35サイト (<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate>) でご確認ください。

【お客さまコールセンター】

ハ ロ - フラット35

**0120-0860-35**

通話料  
無料

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、**土**日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話等)は、次の番号へおかけください。

☎048-615-0420 (通話料がかかります)

【フラット35サイト】

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

フラット35

検索



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

# ご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型をご利用いただくためには、三好市から

【フラット35】地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。

## STEP1 三好市の補助事業を活用

### 木造住宅耐震化促進事業(住替え支援事業に限る)

#### 【主な要件】

- 除却する住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、評点※が0.7未満と判定された現在居住している住宅であること。
- 住宅の全てを除却すること。
- 建設業許可又は解体工事業登録を受けた者が施工すること。

※木造住宅の耐震性能を表す指標で、0.7未満であると倒壊する可能性が高い。

## STEP2 【フラット35】地域活性化型の要件をチェック

### 【フラット35】地域活性化型

- 三好市木造住宅耐震化促進事業（住替え支援事業）の補助金を受け住宅を除却し、新たに住宅を取得すること。

【フラット35】地域活性化型  
のご利用をご検討ください



詳しくは、下記照会先までお問合せください。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型  
に関すること

【住宅金融支援機構 四国支店 地域連携グループ】

☎087-825-0512

営業時間：毎日9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く平日)



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

三好市木造住宅耐震化促進事業及び  
【フラット35】地域活性化型 利用申請に関すること

【建設部管理課】

☎0883-72-7681

三好市